

## 1. 現本庁舎の課題と現状整理

### (1) 現本庁舎の課題整理

本庁舎については、本館が昭和41年、新館が昭和58年に建設されている。庁舎別館は、土地、建物ともに熊本県から借用しており、経済、建設、教育部局が配置されている。本庁舎本館は建築後46年が経過していることから、老朽化等による様々な問題を抱えており、主な問題点としては、次の5点があげられる。

主な問題点	内 容
施設・設備の老朽化	○ 各庁舎とも老朽化に伴う施設の改修や空調・衛生・給排水設備等の補修を繰り返しながら対応してきており、維持補修費が嵩んでいる状況にある。
庁舎の狭隘化	○ 執務室等の狭隘化、分散化、会議室・倉庫等の不足などにより、業務効率の面で支障をきたしている。
耐震性の問題	○ 本館については、昭和56年に建築基準法（耐震規定）が改正され、耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていない（1～3階すべての階においてIS値（注2-1）0.6を下回る結果）ことが判明。 ○ 業務を行いながら耐震工事の施工は困難であり、仮に施工できたとしても、補強ブレースにより壁厚が増すことから、業務スペースが大幅に狭くなる。 ○ 災害対策の拠点施設としての機能を発揮しなければならないが、その役割を果たすためには、耐震補強を実施する必要がある。施設改修した場合、約14億円程度の経費を要する。 ○ 別館については、教育施設課以外の庁舎は昭和56年に建築基準法（耐震規定）が改正される以前の建設となっており、現基準を満たしていない。
バリアフリーへの対応	○ 本館にエレベーター、エスカレーターがなく、高齢者などに不便。
庁舎が分散していることによる弊害	○ 各庁舎が分散しているため、利用者が各部局にまたがる場合には、庁舎間の移動を強いるうえ、利便性に欠けている状況にある。 ○ 本庁舎と別館の職員の行き来においてロスが生じている現状にあり、非効率となっている。 ○ 効率的な行政運営からも市民のニーズに対して迅速な対応が求められているが、決裁などで各庁舎間の移動に時間を要することや保管公文書（倉庫）が分散しているなど非効率となっている。

（注2-1）IS値…IS値とは構造耐震指標のことをいい、IS値が0.6未満の評価は、震度6～7程度の規模の地震に対し、倒壊、又は崩壊する危険性があると定められている

(2) 現本庁舎の概要

現本庁舎の概要については下表に示すとおりである。

平成 23 年 4 月 1 日現在

区 分		内 容	
本館	建築年月	昭和 41 年	
	構 造	鉄筋コンクリート造り・地上 3 階建て	
	延 床 面 積	3,998.40 m <sup>2</sup> (倉庫、車庫等を除く)	
	勤 務 職 員 数	271 人 (内訳 一般職員 237 臨時職員 34)	
	敷 地 面 積	11,448.73 m <sup>2</sup> (消防署敷地含む)	
	借 地	-m <sup>2</sup>	
	駐 車 可 能 台 数	180 台	
新館	建築年月	昭和 58 年	
	構 造	鉄筋コンクリート造り・地上 3 階建て	
	延 床 面 積	2,127.32 m <sup>2</sup> (倉庫、車庫等を除く)	
	勤 務 職 員 数	115 人 (内訳 一般職員 86 臨時職員 29)	
	敷 地 面 積	本館と同敷地内	
	借 地	-m <sup>2</sup>	
	駐 車 可 能 台 数	本館と同敷地内	
別館	経済棟	建築年月	昭和 40 年
		構 造	鉄骨造り・地上 1 階建て
		延 床 面 積	618.80 m <sup>2</sup>
	教育棟	建築年月	昭和 41 年
		構 造	鉄筋コンクリート造り・地上 2 階建て
		延 床 面 積	579.20 m <sup>2</sup>
	建設棟	建築年月	昭和 48 年
		構 造	鉄骨造り・地上 1 階建て
		延 床 面 積	404.30 m <sup>2</sup>
	設教 課育 施	建築年月	昭和 57 年
		構 造	鉄骨造り・地上 1 階建て
		延 床 面 積	80.50 m <sup>2</sup>
		勤 務 職 員 数	213 人 (内訳 一般職員 186 臨時職員 27)
	敷 地 面 積	8,484 m <sup>2</sup>	
	借 地	8,484 m <sup>2</sup>	
	駐 車 可 能 台 数	234 台	
合 計	庁舎延床面積	7,808.52 m <sup>2</sup> (倉庫、車庫等を除く)	
	勤 務 職 員 数	599 人 (内訳 一般職員 509 臨時職員 90)	
	敷 地 面 積	19,932.73 m <sup>2</sup>	
	駐 車 可 能 台 数	414 台	

※ 職員数は施設職員を除く。

## 2. 本庁舎建設の方向性について

合併後は、新市づくりの基本理念である『日本の宝島“天草”の創造』の実現に向け、住民の誰もが誇りに思う「天草市」の宝を輝かせるために、理想のまちづくり、活力あるまちづくりを目指しているところです。

しかし、合併以降、新市の本庁舎は事務スペースの関係上、主要な本庁機能の一部を旧熊本県職業訓練校に置かざるを得ず、事務室等の狭隘さもさらに顕在化し、庁舎の機能と市民の利便性が低下していることは否めず、その抜本的な対応が求められています。

さらに、本庁舎は昭和41年に建設されていますが、耐震基準を満たしていないことが判明し、機械器具等の老朽化が進んでいるばかりか、エレベーターなどバリアフリー化への対応が遅れ、高齢者等の皆様方に大変ご不便をおかけしているのが実情です。

また、合併協議会においては、新庁舎の建設について「新市の組織・機構のあり方、職員の定員適正化計画及び財政事情等を勘案しながら、新市において合併後10年を目途として検討する」となっており、新市建設計画にも新庁舎の建設事業は、主要事業のひとつに位置付けられています。

このようなことから、市民への行政サービスの低下を招くことなく、市民の利便性について十分に配慮した庁舎の建設を目指しています。

また、建設費用については、非常に有利な起債である合併特例債の活用を考えています。